

国立赤城青少年交流の家遺失物・拾得物の取扱要領

平成30年4月1日制定
所 長 裁 定

(趣旨)

第1条 国立赤城青少年交流の家(以下、「交流の家」という。)の構内における遺失物及び拾得物の取扱いについては、法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところにより処理するものとする。

(拾得物の処理)

第2条 交流の家主利用者(以下、「利用者」という。)、交流の家の職員、委託若しくは請負業務に従事する者又は交流の家構内に設置する事務所、売店等に勤務する者(以下、「職員等」という。)が遺失物を拾得した場合は、拾得物届出書(別記様式第1号)に当該拾得物を添えて所長に届け出なければならない。

2 利用者から前項の届け出があった場合、交流の家は、当該拾得者が報労金を請求する権利と所有権を取得する権利を放棄するか否かを確認し、放棄しない場合は、拾得物を前橋警察署長に提出する際に当該拾得者の氏名等を併せて届け出るものとする。

3 交流の家は、前項の届け出を受けた取得物について、利用中の団体代表者に連絡することや掲示その他の方法により遺失した者の速やかな発見に努めるものとする。

4 交流の家は、拾得物に関し遺失した者から返還の申し出がない場合には、第2条の届け出を受けた日から7日以内に該当拾得物を前橋警察署長に提出しなければならない。

(遺失の届出)

第3条 遺失の申し出をしようとする者は、遺失物申出書(別記様式第2号)に所要事項を記入し、所長に申し出るものとする。

(遺失物の返還)

第4条 拾得物を前橋警察署長に提出する前に前項の遺失の申し出がなされ、それが拾得物と合致するものである場合は、遺失物受領書(別記様式第3号)を徴し、該当申し出を行った者に拾得物を返還するものとする。

2 前項の返還をする場合において、当該拾得者の同意があるときに限り、返還を受ける者の求めに応じ、当該物件の拾得者の氏名等を通知することとする。

3 遺失物申出書のない遺失物について返還の申し出がなされた場合は、遺失物申出書の作成を省略することができる。

4 第2条4項により拾得物を提出した後に遺失した者から遺失物の返還の申し出がなされた場合には、遺失物返還申出書(別記様式第4号)を交付し、前橋警察署長に返還請求をするよう指示するものとする。

(報労金)

第5条 職員等は、拾得物の返還に伴う報労金は一切受領しないものとする。

(拾得物所有権の放棄)

第6条 交流の家は、第2条4項により提出した拾得物の所有権を放棄するものとする。

(事務処理)

第7条 遺失物・拾得物の取扱いに関する事務は、事業推進係が処理する。

(特則)

第8条 以下に掲げる拾得物は、届け出を受けた日または自ら拾得した日から7日以内に遺失した者から遺失の届出がないときは、第2条4項にかかわらず廃棄その他の処分をするものとする。

洗面用具(歯ブラシ、歯磨き粉、タオル)、軽運動用具(ボール類、卓球ラケット等低廉なもの)、下着類(パンツ、ランニングシャツ、その他遺失物者以外の者が着用することが困難と思われるもの)、書籍・雑誌(専門書等の高価なものは除く。)、食品類、たばこ、ライター、その他破損・汚損により通常の使用に耐えられないもの

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

拾得物届出書 (拾得物お預かり書)

(様式第1号)

整理番号
第 号

拾得日時 20 (平成)年 月 日() 午前・午後 時頃

拾得場所

拾得現金 総額: 円

内訳(札・硬貨の種類と枚数):

拾得物品 種別: 数量:

特徴・形状・模様 等:

国立赤城青少年交流の家 所長 様

上記のものを拾得しましたので、お届けします。

20 (平成)年 月 日()

拾得者 氏名:

住所:

TEL:

所属団体:

◎以下の記入もお願いします。

○現金や貴重品の場合:

警察への届出に際して、**報労金を請求する権利**(落とし主が見つかった場合に落とし主に「お礼」を請求する権利[価格の2.5~10%に相当する額])と**所有権を取得する権利**(落とし主がわからなかった場合に拾った物をもらえる権利)を

[放棄します ・ 放棄しません]

◎拾った時から24時間を過ぎて届け出た場合は、これらの権利は喪失します。
(放棄しない場合:当所から警察に届け出る際に拾得者の氏名等も併せて届け出ることになっています。)

○放棄した場合でも、落とし主が希望したら拾得者の氏名等の個人情報も教えてもよいですか?

[はい ・ いいえ]

◎拾得者が希望した場合には、この用紙のコピーを「拾得物お預かり書」として渡します。 [希望: 有 ・ 無]

受付年月日 / 取扱職員名

遺失物申出書

(様式第2号)
整理番号
第 号

遺失日時	20 (平成)年 月 日() 午前・午後 時頃
遺失場所	
遺失現金	総額: 円 内訳(札・硬貨の種類と枚数):
遺失物品	種別: 数量: 特徴・形状・模様 等:

国立赤城青少年交流の家 所長様

上記のものを遺失しましたので、申し出をします。

20 (平成)年 月 日()

遺失者	氏名:
	住所:
	TEL:
	所属団体:

受付年月日 / 取扱職員名

遺失物受領書

(様式第3号)

国立赤城青少年交流の家 所長様

上記のものを受領しました。

20 (平成)年 月 日

	氏名:
(代理受領の場合)	住所(TEL):

処理年月日 / 取扱職員名

別紙第4号様式(第9条関係)

遺失物返還申出書

平成 年 月 日

前橋警察署長 殿

遺失物取扱責任者
国立赤城青少年交流の家
所長 松村純子
(公印省略)

本書の持参人から次に掲げる遺失物の返還について申し出がありましたので、調査のうえ、よろしくお取り計らい願います。

拾得年月日	20 (平成)年 月 日
届出年月日	20 (平成)年 月 日
遺失物届出書整理番号	第 号
遺失物	
遺失者	住所
	氏名
備考	